

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和6年12月18日

広島県立福山高等技術専門校
校長 尼本 英紀

広島県立福山高等技術専門校では、令和7年4月から令和7年6月に開始する離転職者を対象とした職業訓練の委託予定事業者を選定するため、企画提案を募集します。

1 業務内容

(1) 業務名

- 令和7年度委託訓練業務（知識等習得コース3か月訓練）
- 令和7年度委託訓練業務（知識等習得コース4か月訓練）
- 令和7年度委託訓練業務（知識等習得コース6か月訓練）
- 令和7年度委託訓練業務（長期高度人材育成コース）

(2) 業務の仕様等

令和7年度委託訓練業務企画提案募集要領及び仕様書による。

(3) 業務の内容

離転職者が持つ知識、経験、技能を基に、ワンランク上の職業能力を習得させるための職業訓練の実施及び就職支援の実施

コース	訓練期間	分野	訓練開始	定員 (コース数)	訓練実施場所
知識等習得 コース	3か月	事務	5月	20人 (20人×1コース)	福山市、府中市、 尾道市、三原市
		サービス ・その他	6月	20人 (20人×1コース)	福山市、府中市、 尾道市、三原市
知識等習得 コース	4か月	プログラミング (技術革新対応 コース)	5月	20人 (20人×1コース)	福山市、府中市、 尾道市、三原市
知識等習得 コース	6か月	介護実務者研修	6月	20人 (20人×1コース)	福山市、府中市、 尾道市、三原市
長期高度 人材育成 コース	2か年 (令和7年4月～ 令和9年3月)	介護福祉士	4月	10人 (10人×1コース)	福山市、府中市、 尾道市、三原市
		IT・ビジネス	4月	5人 (5人×1コース)	福山市、府中市、 尾道市、三原市

※ 詳細は別紙「令和7年度委託訓練一覧(予定)」を参照のこと

(4) 事業予算額

67,661千円

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）、及び令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「61M研修等」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 提案する訓練内容について、教育事業として実施した実績があること。
- (6) 個人情報保護法に基づく体制（規定・方針等の作成）が整備されていること。
- (7) 長期高度人材育成コースを除くコースについては、企画提案時において、開講日の前日までに有効な「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（平成23年策定）を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」（以下「ガイドライン研修」という。）の受講証明書を有する者が委託先機関に在籍していること若しくは企画提案時において、有効な「ガイドライン研修」の受講証明書を有する者が委託先機関に在籍しており、開講日の前日までに更新を予定していること又は提案者がISO29993（公式教育外の学習サービス—サービス要求事項）及びISO21001（教育機関—教育機関に対するマネジメントシステム—要求事項及び利用の手引）を取得していること。
- (8) 知識等習得コース6か月訓練（介護分野）については、介護福祉士実務者研修を実施するものとするため、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の規定に基づく学校又は養成施設であること。昼間課程で通信によらない課程として訓練開始前までに指定を受けることができること。
- (9) 長期高度人材育成コースについては、次の要件を満たしていること。
 - ア 介護福祉士養成科については、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設であること。IT及びビジネス系に関する科については、職業実践専門課程（以下「専門学校」という。）の2年制であること。
 - イ 福山市、尾道市、三原市又は府中市に専門学校・養成施設等を有し、当該専門学校・養成施設等において、令和7年度に介護福祉士養成科、IT及びビジネス系に関する科の実施を予定し、募集を行っている専門学校・養成施設等であり、当該コースの過去の就職率実績（直近の年度の実績または直近の2年間の実績の平均）が正社員就職率80%以上であること。ただし介護福祉士養成科は就職率が80%以上であること。
$$\text{正社員就職率} = (\text{正社員就職者} + \text{中退正社員就職者}) / (\text{卒業者} - \text{進学者} + \text{中退正社員就職者})$$
 - ウ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練の運営における不適正な行為等により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者に該当しないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 令和7年度委託訓練業務企画提案募集要領及び仕様書等の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所

〒720-0092 福山市山手町六丁目30-1

広島県立福山高等技術専門校

電話：(084) 951-0260 ファクシミリ：(084) 951-0261

電子メール：fgskunren@pref.hiroshima.lg.jp

イ 交付期間

令和6年12月18日（水）午前9時から令和7年1月16日（木）午後5時まで

ウ 交付方法

広島県ホームページからのダウンロードを原則とする。

なお、希望する者には、上記（1）アの場所において交付する。

ただし、上記交付期間の土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び広島県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第2号）第1条第1項第3号に規定する日を除く、午前9時から午後5時まで、随時交付する。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、令和7年度委託訓練業務企画提案募集要領に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第4号）及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記（1）アに同じ。

ウ 提出期限

令和7年1月16日（木）午後5時【必着】

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち、これらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和7年1月20日（月）午後5時までに通知する。

(3) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出場所

上記（1）アに同じ。

イ 参加申出期限

令和6年12月19日（木）午後5時

ウ 説明会参加申込方法

<申込方法>

ファクシミリ又は電子メールで申し込むこと。

<申込先>

上記（１）アに同じ。

<申込書記載事項> ※様式指定なし

○件名 広島県立福山高等技術専門校 令和7年度委託訓練業務説明会申込み

○参加者所属（会社名等）

○参加者氏名

○連絡先電話番号

○参加する説明会の日時（下記エの中から選択）

エ 説明会開催日時

長期高度人材育成コース 令和6年12月20日（金） 午前9時30分から

知識等習得コース 令和6年12月20日（金） 午前10時00分から

オ 説明会開催場所

上記（１）アに同じ。

カ 説明会に参加の際は、交付された仕様書等を持参すること。

（４）仕様書等に関する質問の受付・回答

ア 質問の受付

仕様書等に対する質問書（様式5）を用い、質問内容を簡潔にまとめ、電子メール又はファクシミリで担当課へ提出すること。

イ 質問受付期間

令和6年12月18日（水）から令和7年1月20日（月）午後5時まで

ウ 質問に対する回答

順次、電子メール（又はファクシミリ）で、公募型プロポーザル参加者全員に通知する。

最終回答：令和7年1月23日（木）午後5時までに回答する。

（５）提案書類の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記（１）アに同じ。

イ 提出期限

令和7年1月27日（月）午後5時 **【必着】**

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

また、持参による提出の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

4 審査の方法

（１）評価基準

別紙「令和7年度委託訓練業務評価基準」による。

(2) 審査方法

ア 知識等習得コースの審査方法

提案書類の内容に基づき、上記(1)の評価基準に従い、職業能力開発施策公募型プロポーザル選定委員会が評価値を決定し、最も高い評価値を得た者を委託予定事業者とする。

なお、評価値が同点の者がある場合は、委託費の項目の評価値が高い者を上位とし、さらに同位となった場合は、くじ引きにより決するものとする。

イ 長期高度人材育成コースの審査方法

提案書類の内容に基づき、上記(1)の評価基準に従い、職業能力開発施策公募型プロポーザル選定委員会が評価値を決定し、最も高い評価値を得た者を委託予定事業者とする。

なお、評価値が同点の者がある場合は、次の重要項目の評価値の合計が高い者を上位とし、さらに同位となった場合は、くじ引きにより決するものとする。

[重要項目]

○訓練実績(入校率、修了率、就職率、関連就職率)

○委託費(見積額)

○経営状態(資産・負債、収支状況、経営規模)

ウ 上記ア及びイの規定にかかわらず、公募型プロポーザル参加資格に適合しないことが判明した場合、提案内容が仕様書で定める要件を満たしていない場合及び上記アの評価値が100分の60未満の者は、委託予定事業者として選定しない。

(3) 結果の通知

令和7年2月12日(水)までに、すべての提案者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者(ただし、契約解除の要因となった業種は「研修等」の資格に限る。)は、契約金額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者は免除する。

(3) 契約内容

提案書類に基づいて協議を行い、協議が整った場合に、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。本協議の際、提案書類の内容等を一部変更する場合がある。

(4) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザルの参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 留意事項

ア 本事業は、国の委託事業であるため、県の計画が国に認められない場合は、訓練を実施できない場合がある。また、国の委託訓練実施要領の改正により、内容を変更する場合がある。

イ 本事業に係る歳入歳出予算が企画提案選定日までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、選定を延期又は中止する場合がある。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) その他

令和7年度委託訓練業務企画提案募集要領による。

6 問い合わせ先

〒720-0092 福山市山手町六丁目30-1

広島県立福山高等技術専門校

電話：(084) 951-0260 ファクシミリ：(084) 951-0261

電子メール：fgskunren@pref.hiroshima.lg.jp